

改正

令和元年9月27日訓令第18号

鹿角市地域維持型市道管理業務最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市地域維持型市道管理業務（鹿角市地域維持型市道管理業務に係る共同企業体取扱要綱（平成29年鹿角市訓令第116号）第2条第1号に定める管理業務をいう。以下「業務」という。）の競争入札における最低制限価格の設定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号。以下「規則」という。）第106条並びに鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年鹿角市訓令第82号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する業務は、設計金額が500万円以上で競争入札に付する案件とする。ただし、特別な理由により最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の設定方法)

第3条 契約権者（規則第2条第7号に規定する者をいう。）は、前条の対象業務について競争入札を行うおうとする場合は、業務ごとに最低制限価格を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる費用に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に10分の9を乗じて得た額を超えるときは当該10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは当該10分の7を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

(1) 直接業務費 10分の9.7

(2) 共通仮設費 10分の9

(3) 現場管理費 10分の9

(4) 一般管理費等 10分の5.5

3 業務の性質上前項の規定により難しい場合は、前項の規定にかかわらず、入札書比較価格に10分の7から10分の9の範囲内で契約権者が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日訓令第18号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の各要綱等の規定は、令和元年10月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。